

奈良県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	
	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	
主たる事務 所の所在地	株式会社 二上フア ミリー訪 問看護ス テーション	香芝市畑四 一五五九一 五
名称	株式会社 二上フア ミリー訪 問看護ス テーション	香芝市畑四 一五五九一 五
所在地	大和郡山市 小泉町二七 三三一二	大和郡山市 小泉町二七 三三一二
旧	大和郡山 市丹後庄 町四六	大和郡山 市小泉町 二七三三
	大和郡山 市小泉町 二七三三	大和郡山 市小泉町 二七三三
新	大和郡山 市小泉町 二七三三	大和郡山 市小泉町 二七三三
変更年月日	平成二十七年 九月十五 日	平成二十七年 九月十五 日